

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	31 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	22 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年12月まで

私たち夫婦は、将来のことを考え、昭和47年10月頃に夫が夫婦二人の国民年金加入手続を行った。国民年金保険料は、私が送付されてきた納付書により夫の分と一緒に納付してきた。申立期間について、一緒に納付していた夫は納付済みとされているにもかかわらず、私だけが未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする夫は、申立人の主張どおり、申立期間は納付済みとされているほか、申立人及びその夫の国民年金加入期間のうち、昭和50年4月からそれぞれ60歳到達の前月（申立人は平成21年\*月、夫は18年\*月）までの期間は、昭和56年4月から57年12月までの期間及び申立人の申立期間を除き、全て納付済みとされている上、申立期間は9か月と短期間である。

また、オンライン記録で保険料の納付日が確認できる昭和58年1月から平成元年3月までの期間の申立人及びその夫の納付状況を見ると、申立期間及び昭和60年1月から同年3月までの期間を除き、申立人が主張するとおり、申立人及びその夫の納付日は同一日とされている上、夫の58年1月から62年5月までの保険料は6回にわたって過年度納付されており、同様に夫の保険料を納付していたとする申立人も申立期間を除くこれら期間の保険料は全て過年度納付され、その納付日も前述のとおり、申立期間直後の60年1月から同年3月までの期間を除き、全て同一日とされている。このことから、申立人は、夫の分も含めて未納期間が生じないように努めていたことがうかがわれ、夫の分も含めて保険料を納付していたとする申立人が自身の申立期間の保険料の

み納付しなかったとは考え難く、申立期間前後の期間の申立人及びその夫の保険料納付状況から、申立人は、申立期間の保険料を過年度納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

1 申立期間①のうち、平成14年1月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

2 申立人の標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までは16万円、15年1月から18年12月までは20万円、19年1月から20年7月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立人は、申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額を、申立期間②、③及び④は20万円、申立期間⑤は19万5,000円、申立期間⑥は20万円、申立期間⑦は19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年2月から20年7月まで  
② 平成15年6月30日  
③ 平成15年11月28日  
④ 平成16年6月28日  
⑤ 平成16年11月29日  
⑥ 平成17年6月29日  
⑦ 平成17年11月29日

年金記録を確認したところ、平成11年2月から、私の標準報酬月額が引き下げられている。給与明細書は、15年1月分からしか保管していないが、20年7月までの期間については、標準報酬月額が、給与明細書の保険料控

除額に見合う標準報酬月額より低額になっている。

また、給与明細書を保管していない期間についても、給料の変動が無く、減額された覚えが無いにもかかわらず、標準報酬月額が下がっており納得できない。

さらに、申立期間②から⑦までについて、賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成14年1月から同年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の同年1月から同年5月までの期間に係る標準報酬月額は、当初、16万円と記録されていたところ、同年6月7日付けで、同年1月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、その後同年9月まで同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、同僚8人についても、申立人と同様に平成14年6月7日付けで、同年1月1日に遡って標準報酬月額を引き下げる旨の処理が行われていることが確認できる。

しかし、申立人は、「当時、給与額や保険料控除額に変更は無かったと思う。」としている上、当該複数の同僚からも、当該期間当時の給与額が減額後の標準報酬月額に見合う額まで減額されたことをうかがわせる証言は得られなかった。

また、滞納処分票により、平成14年当時、A社において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる上、同社の現在の事業主は、「当時、社会保険関係の事務は妻が担当していた。保険料負担を減らすために、標準報酬月額を引き下げることを社会保険事務所からアドバイスされた、と妻から聞いたことがある。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成14年6月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、同年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間①のうち、同年1月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た16万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間①のうち、平成15年1月から20年7月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料が控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び

申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる保険料控除額又は総支給額から、平成15年1月から18年12月までは20万円、19年1月から20年7月までは24万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までの期間については、申立人は、給与明細書等の給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料を所持していないものの、上記のとおり、当該期間の直前(同年9月)の標準報酬月額は16万円に訂正すべきと認められ、一方、当該期間の直後(15年1月)は、申立人から提出された給与明細書により、20万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、当該期間において、少なくとも直前の14年9月と同額の標準報酬月額(16万円)に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたものと推認できる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、申立人から提出された給与明細書により確認及び推認できる保険料控除額又は総支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書により確認及び推認できる保険料控除額又は総支給額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①のうち、平成11年2月から13年12月までの期間については、申立人は、給与明細書等の給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料を所持していないところ、A社は、「申立期間当時の資料が無いため、当時のことは分からない。」と回答していることから、当該期間における申立人の給与支給額及び保険料控除額を確認できない。

また、A社の複数の同僚は、「当時の厚生年金保険の取扱いは、よく分からない。」と証言している上、いずれの同僚からも当該期間に係る給与明細書の提出がないことから、当該期間における同社の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

4 申立期間②から⑦までについて、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間②、③及び④は 20 万円、申立期間⑤は 19 万 5,000 円、申立期間⑥は 20 万円、申立期間⑦は 19 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、申立人と同様に同僚 2 人についても、当該期間に係る賞与明細書により、当該期間における賞与支給及び厚生年金保険料の控除の事実が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において賞与支払に係る届出の記録が確認できず、社会保険事務所が申立人を含む当該 3 人について、いずれも記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主が、社会保険事務所に対し当該期間の賞与支払に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年1月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和31年7月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月31日から同年2月1日まで  
② 昭和31年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和25年4月1日にA社D支店に入社し、その後、同社B支店及び同社C支店に継続して勤務した。この間、一日の空白も無いはずなので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された従業員台帳、人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社D支店から同社B支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該従業員台帳及び人事記録によると、申立人のA社D支店から同社B支店への異動日は、昭和28年1月21日とされており、申立期間①において既に同社同支店に勤務していたと認められることから、当該期間については、同社同支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和28年2月の記録から、7,000円とすることが妥



当である。

申立期間②について、A社から提出された従業員台帳、人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該従業員台帳及び人事記録では、申立人のA社B支店から同社C支店への異動日は確認できないものの、申立人が、同社B支店が閉鎖された時に同僚と一緒に同社C支店に異動したと主張しているところ、適用事業所台帳によると、同社B支店は昭和31年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できることなどから、当該期間については、同社C支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和31年8月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は申立期間①及び②当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は、昭和22年11月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和20年7月1日にA社に入社し、59年9月30日に退職するまで、継続して勤務しており、55年12月1日に35年永年勤続表彰状を同社からもらっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している人事記録により、申立人は、申立期間を含む昭和20年7月1日から59年9月30日までの期間において転勤等の異動はあったものの、同社に継続して勤務している上、申立期間当時の22年11月1日に同社B支店から同社C支店に異動していることが認められる。

また、申立人は、オンライン記録では、申立期間に係るA社の被保険者記録が無いが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間を含む昭和21年9月15日から28年5月1日までの期間において同社の被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、当該被保険者名簿の申立人の記録の前後に記載されている同僚(10人)の記録についても、オンライン記録と当該被保険者名簿の記録が不整合であり、いずれも申立人と同様に申立期間の被保険者記録は無いが、このうち、申立人が「私と同一時期にA社B支店から同社C支店に異動した。」と主張している者1人を含む同僚2人は、オンライン記録において申立期間の被保険者記録が継続していることが確認できるなど、社会保険事務所(当時)のA社に係る年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における資格喪失日は、

昭和22年11月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成21年2月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者資格取得時に決定された標準報酬月額（20万円）に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年1月29日から同年2月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成21年1月31日まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成21年1月29日から同年2月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間については、申立人から提出された給与支払明細書、雇用保険の記録及びA社の破産手続を担当した法律事務所から提出された貸金台帳により、申立人は、平成21年1月31日まで同社に継続して勤務し、同社における厚生

年金保険被保険者資格取得時（20年8月1日）に決定された標準報酬月額（20万円）に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における資格喪失日は、平成21年2月1日であると認められ、申立期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

## 愛知厚生年金 事案5477

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和43年7月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月17日から同年7月16日まで

私は高校卒業後、昭和42年3月にA社に入社し、同社及び関連会社に48年3月まで勤務した。関連会社のB社からC社に転勤した時の被保険者期間が一部欠けているのは、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職連絡簿、厚生年金基金加入員台帳及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてB社に継続して勤務し、昭和43年7月16日に同社からC社に異動したことが認められる。

また、厚生年金基金加入員台帳の記録によると、申立人のB社における資格喪失日は昭和43年7月16日、C社における資格取得日が同日とされていることが確認できる。

さらに、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び当該厚生年金基金への届出は、複写式の届出用紙を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和43年7月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金加入員台帳の昭和43年6月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

## 愛知厚生年金 事案5478～5488（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年12月17日

申立期間に係る標準賞与額を適正な記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に係る被保険者賞与支払届により、事業主がオンライン記録どおりの標準報酬月額で当該届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 11 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な 期間)及び標準賞与額
						平成19年12月17日
						標準賞与額
5478			男	昭和27年生		28万 円
5479			男	昭和30年生		27万 円
5480			男	昭和38年生		25万 円
5481			女	昭和29年生		20万 円
5482			男	昭和30年生		22万 円
5483			男	昭和50年生		40万 円
5484			男	昭和27年生		38万 円
5485			男	昭和53年生		28万 円
5486			男	昭和38年生		23万 円
5487			男	昭和53年生		20万 円
5488			男	昭和47年生		20万 円



## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和49年5月7日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社C支店における資格取得日に係る記録を昭和51年11月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年5月7日から同年5月8日まで  
② 昭和51年11月8日から同年12月1日まで

昭和49年3月30日から平成15年3月31日まで、A社に継続して勤務していた。同社の在籍証明書を提出するので、記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社発行の在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社から提出された人事記録により、申立人は、昭和49年5月7日に同社D支店から同社B支店に異動したことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険の資格取得日は、昭和49年5月7日であると認められる。

申立期間②について、A社の在籍証明書、人事記録及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和51年11月8日に同社B支店から同社C支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和51年12月の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成4年10月1日から5年2月1日までの期間、同年3月1日から同年6月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月から5年9月まで  
② 平成8年12月24日から9年1月1日まで

申立期間①について、私が保管するA社の給与明細票の厚生年金保険料の控除額に見合う額と標準報酬月額が異なるので、記録を訂正してほしい。

申立期間②について、A社には平成8年12月末まで在籍し、給与から保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成4年10月から5年1月までの期間、同年3月から同年5月までの期間、同年7月及び同年9月については、申立人から提出された給与明細票により、申立人は、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は「当時の社会保険の取扱いは不明。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得

ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成5年2月、同年6月及び同年8月については、申立人から提出された給与明細票により、申立人は、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給与明細票の給与支給額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

申立期間②については、申立人から提出されたA社の平成8年12月分の給与明細票により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、平成8年12月23日とされており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の被保険者資格喪失日（同年12月24日）と一致していることが確認できる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事務担当者は、「平成8年のうちに従業員全員の退職手続を行った。同年12月25日に最後の給料、退職金などを支払った。」と証言している。

さらに、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月から、その資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と定められており、同法第14条において、「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」と定められている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、平成8年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるものの、申立期間②においてA社に使用されていた者であったとは言えないことから、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月21日から同年7月1日まで

厚生年金保険被保険者記録では、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間が空白期間となっている。同社同支店から親会社であるC社D支店に転勤したが、継続して勤務していたことは間違いない。給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びC社から提出された申立人の業務履歴書により、申立人は、A社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和57年7月1日にA社からC社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料が無く、届出及び保険料の納付については不明。」と回答しているが、厚生年金保険の記録におけるA社の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日と同じ昭和57年6月21日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は69万1,000円、申立期間②は68万9,000円、申立期間③は67万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月25日  
② 平成18年6月25日  
③ 平成18年12月25日

申立期間①、②及び③に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書の写しにより、申立人は、申立期間①、②及び③の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書の写しにおいて確認できる賞与額から、申立期間①は69万1,000円、申立期間②は68万9,000

円とし、賞与明細書の写しにおいて確認できる保険料控除額から、申立期間③は67万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、3,000円とする必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額を、17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 30 日  
② 平成 15 年 7 月 31 日  
③ 平成 15 年 12 月 5 日

A社から送付された資料のとおり、申立期間①、②及び③において厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、当該期間について適正な記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された「標準賞与額と保険料明細」、及びA社から提出された賞与管理データにより、申立人は、当該期間の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、賞与管理データにおいて



確認できる保険料控除額から、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成15年4月30日に支給した賞与として賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないが、平成14年度中の支給として届出し、特別保険料として納付した。」としているが、賞与に係る保険料徴収は平成15年4月から総報酬制に移行しており、平成14年度中に特別保険料として納付することはできず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人から提出された「標準賞与額と保険料明細」、並びにA社から提出された賞与管理データ、賞与振込依頼表及び賞与額逆算シートにより、申立人は、その主張する標準賞与額(17万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③について、申立人から提出された「標準賞与額と保険料明細」により、申立人は、当該期間の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことがうかがえる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人は、平成15年12月15日にA社を離職していることが確認できるところ、オンライン記録によると、当該離職日の翌日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致しており、同年12月は、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者期間とされていないことが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第81条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成15年12月は、申立人がA社において厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間③における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 31 日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年8月分の賞与支給明細書の写し及び賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 31 日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年8月分の賞与支給明細書の写し及び賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月31日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年8月分の賞与支給明細書の写し及び賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 31 日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年8月分の賞与支給明細書の写し及び賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 31 日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年8月分の賞与支給明細書の写し及び賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 31 日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年8月分の賞与支給明細書の写し及び賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 31 日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年8月分の賞与支給明細書の写し及び賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 60 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 31 日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年8月分の賞与支給明細書の写し及び賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（2万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日に係る記録を昭和24年4月1日、資格取得日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、23年7月は600円、同年8月から24年3月までは3,900円、同年8月から25年4月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年7月1日から24年4月1日まで  
② 昭和24年8月1日から25年5月1日まで

私は、昭和23年にA社に入社し、26年1月まで途中退職することなく勤務した。申立期間①及び②についても給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された辞令原簿及び同僚の証言から判断して、申立人が同社に継続して勤務し（同社本店から同社B支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該辞令原簿によると、申立人は、昭和23年6月19日付けでA社B支店勤務（辞令上は、本店勤務B支店出張員）を命じられたことが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社B支店は24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所であったことが確認できない。

しかし、申立人と同様にA社B支店が適用事業所となった昭和24年4月1日に同社同支店における被保険者資格を取得した者の中に、当該期間において同

社本店の被保険者であった者が複数みられる上、申立人と同様にB支店出張員であった同僚は、「B支店出張員は本店の所属であったので、給与計算については本店が行っていた。」と証言していることから判断して、当時、同社B支店が適用事業所となるまでの期間については、同社本店の被保険者とする取扱いが行われていたものと考えられることから、当該期間については、同社本店の資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和23年6月の記録及び申立人と同学年同時期入社と同僚の記録から、同年7月は600円、同年8月から24年3月までは3,900円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人が記憶する複数の同僚は、「申立人は、A社本店のB支店出張員であった。B支店勤務後は本店に異動になった。」と証言しており、当該証言の内容は、申立人の主張と一致していることから判断して、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支店から同社本店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる資料は無いが、A社から提出された辞令原簿によると、申立人の同社B支店への異動日は昭和23年6月19日であるところ、申立人は、「B支店には、約1年間勤務した後、本店に異動になった。」としていることから、申立期間②については、申立人の同社本店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社本店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和25年5月の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月 26 日から 40 年 8 月 20 日まで  
② 昭和 40 年 9 月 10 日から 41 年 4 月 5 日まで

私は、申立期間①及び②について、脱退手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金をもらった覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間の最終事業所での厚生年金保険加入期間は脱退手当金の支給要件である24か月に満たない7か月であるとともに健康保険厚生年金保険被保険者原票で管理されている女性28人のうち、脱退手当金の支給記録がある者は2人と少ないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①の前に勤務した2社における被保険者期間についてはその基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立期間①の前に勤務した2社のうち、最初に勤務したA社は、申立人がそれまで住んでいたB県の高校を中退して遠く離れたC県で就職活動を行った結果勤務した会社であり、また、その後に勤務したD社は、勤務した期間は3か月間と短かったものの、それまで住んだことのないE県で勤めた会社であることから、申立人は当時のことを明確に記憶しており、当該2社における勤務期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から62年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から62年11月まで

申立期間当時は現場作業の仕事を行っていたため、母親が心配して、私の国民年金と生命保険を掛けていると話をしてくれた。母親が亡くなった後は、父親がやってくれていたと思う。国民年金の加入手続や保険料納付についての詳細は不明だが、きちんと納付してくれていたと思うので、申立期間について、納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は申立期間中の昭和61年\*月に死亡している上、その後の保険料納付を行っていたとする父親も病気のため聴取することはできないことから、加入手続及び保険料納付状況について確認することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年5月1日にA市で払い出され、資格取得日は申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年1月1日とされており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、母親及び父親は申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとする母親は、申立期間のうち母親が死亡するまでの期間の保

険料は未納とされていることから、母親が申立人の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、オンライン記録によると、母親の死亡後に申立人の保険料納付を行っていたとする父親は、申立期間のうち昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月から 61 年 3 月までの期間は過年度納付し、同年 4 月からは現年度納付しており、大半は納付済みとされていることが確認できるものの、父親は申立期間以前から国民年金に加入しており、上記のとおり、国民年金に未加入であった申立人とは状況が異なることから、父親が母親の死亡後に申立人の保険料を納付していたとも考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から52年3月まで

私が20歳の時に両親が私の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれていた。領収書は残っていないが、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親は既に死亡しているため、申立期間に係る加入手続き及び保険料納付の状況の詳細は不明である。

また、申立人は、自身が20歳の時に両親が国民年金加入手続きを行い、保険料も納付してくれていたとしているが、申立人の国民年金加入手続きは、申立人の国民年金手帳記号番号及びその前後の番号の被保険者のオンライン記録における加入状況から昭和54年6月頃に行われ、この加入手続きの際に、51年4月まで遡って被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。これらのことから、申立人は、申立期間のうち、47年10月から51年3月までは、国民年金に未加入となり、両親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までについては、上記のとおり、被保険者資格は取得しているものの、保険料については、加入手続き時期において既に時効が成立していたことから、両親が保険料を納付することはできなかったものと考えられ、このことは、時効成立前であり、遡って保険料を納付することが可能であった申立期間直後に当たる同年4月から54年3月までの保険料が同年6月に納付されていることとも符合する。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見

当たらない上、両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から51年11月までの期間及び平成3年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年2月から51年11月まで  
② 平成3年4月

昭和50年1月に会社を退職した後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、同年2月から51年11月までの国民年金保険料を納めていたはずである。また、平成3年4月の保険料については、社会保険事務所（当時）から送られてきた納付書により銀行で納付した。保険料を納付したことが分かるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、最初の会社を退職した後、当時居住していたA市B区役所において国民年金の加入手続を行い、保険料を納めていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、2度目の会社を退職した後の昭和54年10月8日にC市で払い出されており、これ以外に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金の加入手続が行われたものとみられる。

また、オンライン記録によると、申立人が初めて被保険者資格を取得した日は、昭和54年4月15日（平成4年8月17日に申立人が2度目の会社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和54年4月16日に訂正。）とされており、これは国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びC市の国民年金被保険者名簿と符合していることから、申立期間①は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間②について、申立人は、当該期間に係る保険料を平成4年

頃に社会保険事務所から送付されてきた納付書により銀行で納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人が3度目の会社の厚生年金保険被保険者資格を喪失したのは、3年4月30日であるが、国民年金被保険者資格を取得したのは、当初同年5月1日とされていた（18年10月2日に3年4月30日に訂正。）ことが確認でき、これは申立人が所持する年金手帳における資格取得日とも符合することから、申立人が保険料を納付したと主張する当時、申立期間②は国民年金に未加入であったこととなる上、資格訂正が行われた時点では既に時効が成立していることから、納付書が送付されることはなく、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から57年3月まで

私はA町役場で国民年金の加入手続を行い、20歳から大学を卒業するまで3年間、国民年金保険料も同町役場の窓口で納付していた。

領収書は無いが、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町役場で20歳になった昭和54年\*月頃に国民年金の加入手続を行い、20歳から大学を卒業するまで3年間、同町役場の窓口で保険料を納付したとしているが、保険料の納付時期及び納付金額についての具体的な記憶がなく、保険料の納付状況の詳細が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和62年1月27日であり、これ以外に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃、申立人は初めて国民年金の加入手続を行ったものとみられる。

さらに、申立期間当時、申立人は学生であったことから、申立期間は任意加入対象期間であり、制度上、加入手続時点から遡って被保険者資格を取得することはできず、オンライン記録、A町の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している年金手帳のいずれにおいても、申立人の被保険者資格取得日は昭和61年12月30日（平成16年7月28日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和62年1月1日に訂正。）とされていることから、申立期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 2823 (事案 1547 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 39 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 39 年 7 月まで

私は、昭和 36 年頃、A 市 B 区の店で働いていたが、店主や同僚たちが国民年金に加入していて、集金人が来店した時、店主の勧めもあり加入手続きをしてもらった。その後は 3 か月に 1 度ぐらいの割合で集金人が来るたびに 1 か月当たり 100 円の保険料を納付していた。その後、しばらく集金人は来なかった期間があるが、集金人が来た際にまとめて納付したのを記憶している。当時勤務していた店主とその息子夫婦も一緒に納めており、店主の息子が申立期間の保険料の納付について覚えているはずである。41 年 6 月に C 市に移転後も 60 歳まで納付してきたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したとしているが、A 市において、i) 集金人 (国民年金推進員) による保険料の徴収を開始したのは、昭和 37 年 11 月からであること、ii) 集金人は過年度保険料を取り扱っていなかったとしていることから申立人の主張と相違すること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、今回の申立てにおいて、申立人から、申立期間の保険料納付について証言を得られる者として、当時の勤務先の店主の息子の現住所及び氏名について情報提供があり、この情報提供に基づき、同人宛てに文書により申立人の申立期間に係る保険料納付状況について照会したものの、申立人の申立期間の保険料納付に係る証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人も委員会の決定に基づく通知文書受領後、同人宛てに照会し

たところ、その妻から「自分たち夫婦の保険料納付以外のことは記憶に無い。」と聞いたとしている。これらのことから、申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間の保険料納付を示す情報として新たに当時の勤務先の店主の息子の住所及び氏名を情報提供しているが、前述のとおり、これは申立期間の保険料を納付したことまでをうかがわせるものとは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から62年3月まで

私が23歳か24歳ぐらいの時に、大学を卒業した友人たちから国民年金に加入したという話を聞いて、私も昭和57年1月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、最初のうち月額2,000円から3,000円ぐらいだったと思うが、毎月納付書により金融機関の窓口で納付した。領収書等はないが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は毎月納付書により金融機関で納付し、保険料月額は、最初の頃は月額2,000円から3,000円ぐらいだったとしているところ、A市では申立期間当時、保険料は3か月ごとの納付であったとしている上、申立期間の保険料月額は4,500円から7,100円であることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出簿等によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年6月9日にA市B区に払い出されており、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続において、申立人は当時、在日外国人であり、56年12月以前は国民年金の適用除外とされていたことから、資格取得日を遡って57年1月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、申立期間のうち、同年1月から60年3月までの期間は時効により保険料を納付することはできず、同年4月から62年3月までの期間の保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人は、申立期間の保険料

は、毎月、送付されてきた納付書により納付したとしており、遡ってまとめて納付した覚えは無いとしている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から59年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から59年3月まで

私は、婚姻（昭和53年2月）後、生活が厳しかったので、A市役所で昭和53年度から毎年度、元夫と共に国民年金の免除申請手続きを行い、免除承認を受けていたはずである。申立期間については、元夫は申請免除とされているにもかかわらず、私のみが未納とされ、申請免除とされていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻（昭和53年2月）後、A市役所で昭和53年度から毎年度、自身が元夫の分と一緒に国民年金の免除申請を行い、その手続きの際に免除申請書を2枚提出し、免除承認を受けていたとしているところ、i) 申立人は、免除申請手続時期及び申請免除承認通知書の受領についての記憶は無いとしていること、ii) 同市では、申立期間当時、免除申請の方法は、1枚の免除申請用紙で同一世帯の被保険者全員の申請が可能であったとしていることから、申立人の申立期間の免除申請手続状況の記憶は曖昧である。

また、元夫の納付記録を見ると、申立期間については、申立人の主張どおり、申請免除とされているものの、申立人のオンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿を見ると、i) 国民年金被保険者台帳では、昭和51年11月29日に同市に住所変更されているが、婚姻（53年2月）後の氏名変更はオンライン記録では平成9年3月25日とされていることから、申立期間当時は申立人の氏名変更が行われていなかったものとみられ、申立人が主張するように申立人が申立期間について毎年度夫婦一緒に免除申請を行った場合、当該期間において申立人の氏名変更手続が行われなかったとは考え難いこと、ii) 国民年金被保険者台帳の昭和54年度の摘要欄には「不在」のゴ



ム印が押されているほか、同市の国民年金被保険者名簿の備考欄に「56.12.23 電算入力後所在不明」と記載されており、オンライン記録には「不在判明年月平9.3」とされていることが確認でき、申立人は昭和54年度から平成8年度までは不在者として取り扱われていたことがうかがわれることから、申立人が主張するように、元夫が申立期間について申請免除とされていることをもって、申立人も当該期間について元夫と一緒に申請免除とされていたとまでは推認することはできない。

さらに、オンライン記録、国民年金被保険者台帳、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金全件リストとも申立期間は未納とされており、これら記録に<sup>そこ</sup>齟齬は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料（日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月から62年6月まで

私は、会社を退職（昭和61年3月）後にA町役場で国民年金加入手続を行った。国民年金保険料は、同町役場から送付されてきた納付書により、毎月、同町役場内にある金融機関で6,000円ぐらい納付していた。納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（昭和61年3月）後にA町役場で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料は、同町役場から送付されてきた納付書により、毎月、納付していたとしているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年9月18日に同町で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和61年3月21日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同町の申立人の国民年金記録の「資格表示」欄を見ると、「履歴区分：取得履歴、異動日：S61.3.21、届出日：H1.9.18」と記載されていることとも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、申立人の加入手続時期を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料月額は、6,000円ぐらいとしているところ、申立期間の保険料月額は、昭和61年3月は6,740円、同年4月から62年3月までは7,100円、同年4月から同年6月までは7,400円であったことから、申立人が納付したと主張する保険料月額とは相違する。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年8月まで

私は申立期間当時、学生であった。父親が私の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料も父親が納税組合で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続き及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡していることから、申立期間に係る加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年6月1日にA町で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続きが行われ、この加入手続きにおいて、資格取得日を遡って同年5月25日(平成18年11月15日に厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和51年5月27日とされていたことから、資格取得日は同年5月27日に訂正されている。)とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同町の申立人の国民年金被保険者名簿の資格取得年月日及び種別欄に「51・5・25 強」、備考欄に「昭和51・6・12 受付」と記載されていること、及び申立人が所持する国民年金手帳に「はじめて被保険者となった日 昭和51年5月25日」と記載されていることと符合する。申立人は、申立期間においては学生であったとしていることから、当該期間は任意加入の対象者となる期間であり、この期間について、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできない。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、父親が保険料を納付することは

できない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 2828 (事案 1322 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 60 年 3 月まで  
平成 21 年 4 月に申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知を受けた。新たに納付したことを示す資料等はないが、当初に申し立てたとおり、母親から「学生時代の任意加入できる期間の保険料を納付しておいた。」と聞いており、申立期間の保険料は納付されていたと思うので、申立期間について、納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親が死亡しているため、その状況を確認することはできないこと、ii) 口頭意見陳述を行っても、母親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたことをうかがわせる事情は見いだせなかったこと、iii) オンライン記録では、申立人が国民年金の資格を取得した記録は見当たらず、申立人自身も年金手帳を見たことが無いとしていること、iv) 申立期間当時、申立人が住民登録していた可能性が高いとしている A 市 B 区及び申立人が居住していた C 市を調査しても、申立人が国民年金に加入していた記録は見当たらず、これらの市区で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 4 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立人の主張内容は、前回の主張内容と全く変わらない上、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな資料、情報の提出も無いことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から10年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月から10年2月まで

私は会社退職（平成14年7月末）後、A市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口の職員から国民年金保険料が未納であると言われ、その場で、申立期間の納付書の交付を受けた。後日、同納付書で申立期間の保険料をまとめて納付した。納付時期や納付場所は覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（平成14年7月末）後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、その加入手続の際に、申立期間の納付書の交付を受け、後日、同納付書により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとしているところ、i) 申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付場所については覚えていないとしていること、ii) 平成14年度からは、保険料の収納事務は国に一元化され、市区町村では取り扱っておらず、同市役所でも、同年度からは保険料の収納及び納付書の発行・交付事務は行っていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年10月8日に払い出され、その資格取得日は同年8月7日とされており、その後、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した8年4月1日に被保険者資格を喪失したとされている。申立人は、会社退職（14年7月末）後に、A市役所において再び国民年金加入手続を行ったとしているところ、i) オンライン記録を見ると、申立期間に係る資格取得日は9年12月31日、資格喪失日は10年3月1日とされており、この記録は14年9月9日に追加されたものであることが確認できること、ii) 申立人

は、年金手帳の国民年金記録欄に記載されている「被保険者となった日：平成9年12月31日、被保険者でなくなった日：平成10年3月1日」、「被保険者となった日：平成14年8月1日」は会社退職後に同市役所で手続した際に記入されたものであるとしていることから、申立人の主張どおり、会社退職後に同市役所で申立人の国民年金の加入手続が行われ、その際に同市役所で被保険者資格取得日を申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年8月1日とするとともに、その時点まで未加入期間であった9年12月31日から10年3月1日までの期間を国民年金加入期間とする事務処理を併せて行ったものとみられる。このため、この申立期間の被保険者資格の得喪記録が追加処理された14年9月9日を基準とすると、申立期間の保険料は、時効により納付することはできない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月及び同年7月

A市に転入（平成12年6月）後、私か妻のどちらかが夫婦の国民年金の加入手続を行い、加入後の国民年金保険料も納付時期はよく覚えていないが、私か妻のどちらかが少なくともその年度内に二人分を一緒に納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転入（平成12年6月）後、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付は、申立人又はその妻が行ったとしているところ、申立人は、加入手続時期、加入手続場所、申立期間の保険料の納付方法、納付周期及び納付金額については余り覚えていないとしており、妻も加入手続及び申立期間の納付状況についての記憶は自身と変わらないと思うので、妻への聴取の必要は無いとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成12年6月13日付けで第1号・第3号被保険者取得勸奨者とされ、申立人に対して第1号・第3号被保険者取得勸奨状が同年8月に、その後、未加入期間国年適用勸奨状が同年9月に送付されている。同様に妻も、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年6月13日付けで第1号被保険者該当勸奨者とされ、申立人と同様に、第1号被保険者該当勸奨状が同年8月に送付されている。妻のオンライン記録を見ると、前述の第1号被保険者該当勸奨者として勸奨状が送付された後の同年10月6日に、同年6月13日をもって第1号被保険者とする種別変更届の事務処理がされていることから、申立人につ

いてもその頃に併せて同年6月13日を国民年金の資格取得日とする事務処理が行われたものと推認される。申立人は、申立期間の保険料の納付時期はよく覚えていないが、加入手続を行った年度内には納付したとしていることから、申立期間の保険料を現年度納付したとする主張と思われ、申立人の加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は現年度納付することは可能であった。しかしながら、申立人のオンライン記録を見ると、14年7月12日に過年度納付書が作成・送付されていることが確認でき、この過年度納付書の納付対象期間は申立期間とみられることから、申立人又はその妻が申立期間の保険料を現年度納付したとは考え難い上、オンライン記録及びA市が保管する国民年金全件リストでは、いずれも申立人及びその妻共に申立期間は未納とされており、これら記録には齟齬は無く、不自然な点は見受けられない。

さらに、申立期間においては、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成3年3月まで

私は、申立期間当時、学生であった。私が、20歳になった頃、母親がA町役場で私の国民年金の加入手続を行い、大学を卒業するまでの間、母親が国民年金保険料を毎月納付してくれていた。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、A町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は、毎月同町役場の窓口で納付していたとしているところ、母親は、加入手続後において交付される国民年金手帳の受領の有無、申立期間の保険料の納付金額及び納付方法については覚えていないとしていることから、母親の申立人に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月22日にA町で払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を学生が強制適用となった同年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の資格取得日とも符合する。この資格取得日を基準とすると、申立人は、申立期間においては学生であったとしていることから、当該期間は、国民年金の任意加入対象者となる期間であり、この期間について、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできない。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、

母親は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 22 日から 41 年 2 月 10 日まで  
② 昭和 41 年 3 月 4 日から 45 年 7 月 16 日まで

私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、当時申立人が住んでいたA県の住所地及び電話番号が記載され、同裁定伺の備考欄には、申立人の当時の住所地近くの金融機関の所在地が記載されている。また、同裁定請求書及び裁定伺によれば、申立人が結婚する数か月前の昭和 49 年 2 月 19 日にB社会保険事務所（当時）において受け付けられ、同年 3 月 23 日に脱退手当金が支払われていることが確認できることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたことがうかがえる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、前述の裁定伺に記された脱退手当金及びオンライン記録の支給額は一致しているほか、申立期間①のC社に係る申立人の厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間②のD社に係る申立人の同被保険者記号番号は当初異なっていたものの、当該脱退手当金が支給決定された直後に、両被保険者記号番号は、重複取消処理がされているなど、事務処理に不自然さはいかぬ上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月頃から 8 年 4 月 16 日まで  
A社に勤務していたのに、厚生年金保険の記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の事業主及び複数の同僚の証言から判断して、勤務した期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時のA社の事業主は、「A社は、平成 11 年 11 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その後に破産しており、当時の人事及び社会保険に関する書類が無いため、申立人について、厚生年金保険の資格取得及び喪失の届出を行っていたのかどうか、給与から厚生年金保険料を控除していたのかどうかは分からない。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「入社後、すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。当時、私には子供がおり保険証がどうしても必要だったので、自分から頼んで加入させてもらった。」「A社では、入社後すぐに辞める人が多かったので、入社と同時に、厚生年金保険に加入させていなかった。自分から加入を希望した人については、2 か月ぐらいの試用期間を経た後に、加入させていた。」と証言しているところ、申立人及び同社の同僚が、申立期間当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚の中に、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない者も複数名認められることから、申立期間当時同社では、入社後全ての社員について厚生年金保険の資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月頃から22年11月頃まで  
A社に事務員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言から判断して、勤務した期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、昭和24年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社の同僚は、「申立期間当時、私は、女性事務員としてA社に勤務しており、申立人も同じ女性事務員だった。女性事務員は、全部で3人だった。厚生年金保険の加入手続は事業主が行っていたが、工場で働く人を優先し、女性事務員は後回しにされたようで、加入させてもらえなかったと思う。」と証言しているところ、申立人を含め、当該3人の女性事務員には、いずれも同社に係る厚生年金保険被保険者記録が認められない。

さらに、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の申立期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5507

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与又は賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年2月から平成20年4月まで  
② 平成15年8月11日  
③ 平成15年12月16日  
④ 平成16年6月20日  
⑤ 平成16年12月16日  
⑥ 平成17年6月20日  
⑦ 平成17年12月15日  
⑧ 平成18年6月21日  
⑨ 平成18年12月20日  
⑩ 平成19年6月20日  
⑪ 平成19年12月20日

私は、昭和59年2月から平成20年5月までA社に勤務した。

年金記録を確認したところ、標準報酬月額及び標準賞与額が、支給されていた給与額及び賞与額よりも低額となっている上、2回分の賞与については、記録が無いことが分かった。

申立期間について、適正な標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和59年2月から61年10月までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載内容に不合理な点は見当たらない上、同原票の標準報酬月額の記録と、オンライン記録の標準報酬月額は一致していることが確認できるとともに、その後の同年11月から平成20年4月までの期間についても、標準報酬月額を遡って訂正した形跡はうかが



えない。

また、申立期間①のうち、平成17年9月から20年4月までの期間については、A社から提出された賃金台帳により、当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間①のうち、昭和59年2月から平成17年8月までの期間について、申立人と同時期入社複数の同僚の標準報酬月額について見ると、被保険者期間が同一でないなどのため一概に比較することはできないが、申立人の標準報酬月額の推移と特段の差異は認められず、申立人の標準報酬月額のみが不自然となっている状況はうかがえない。

- 2 申立期間②から⑥までについて、A社の現在の事務担当者は、「当時の厚生年金保険関係の資料は残っておらず、私の前任者が担当していた期間でもあるため、詳細については不明である。また、申立人は、平成16年及び17年の夏季賞与の記録が無いのはおかしいと主張しているようであるが、実は、私にもこの2回の記録は無い。そこで、当時の通帳を確認したところ、賞与の入金記録が無かったため、私には賞与が支給されなかったのだと思う。恐らく、他の方についても賞与は支給されていなかったのではないかと証言しており、当該期間に係る賞与の取扱いについて確認できない。

また、申立人と同時期入社複数の同僚の標準賞与額について見ると、被保険者期間が同一でないなどのため一概に比較することはできないが、申立人の標準賞与額の推移と特段の差異は認められず、申立人の標準賞与額のみが不自然となっている状況はうかがえない。

- 3 申立期間⑦から⑩までについて、A社から提出された賃金台帳により、当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と一致していることが確認できる。

- 4 このほか、申立期間①から⑩までについて、申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与又は賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑩までについて、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与又は賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5508

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年1月16日から同年10月30日まで  
② 昭和18年11月16日から19年8月18日まで  
③ 昭和20年1月18日から同年2月12日まで

私は長男であり、両親の体調も悪かったため、学校卒業後、昭和17年から働き始めたが、年金記録が空白になっているところがある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人が勤務していたと主張するA事業所及びB事業所は、オンライン記録及び厚生年金保険の適用事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立期間②について、申立人が勤務していたと主張するC事業所は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和30年12月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該期間において適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、申立人は、当時、D事業所（所在地は、E市）の構内に、A事業所、C事業所及びB事業所が所在したと記憶しているものの、D事業所は、「昭和17年から20年頃までの当社の構内に所在した関連会社、下請会社等の記録は残っておらず、当時のことは確認できない。」と証言している。

加えて、C事業所は、「関係書類を保管しておらず、当時、D事業所の構内に当社の事業所があったかどうかについても確認できない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人は、当該期間における上司及び同僚の名前等について記憶が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月 15 日から 32 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 32 年 4 月 29 日から 33 年 5 月 20 日まで  
③ 昭和 42 年 7 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで  
④ 昭和 48 年 8 月 20 日から同年 9 月 20 日まで

申立期間①については、A社B支店に昭和 32 年 3 月まで勤務していた。申立期間②については、兄に連れられてC社に同年 4 月 29 日に就職したことを覚えている。申立期間③については、D社に 42 年 7 月 1 日に就職した記憶がある。申立期間④については、E社に 48 年 8 月に就職した記憶がある。申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B支店の厚生年金保険被保険者記録がある同僚が「私は、昭和 32 年 3 月頃まで勤務した。退職時期は申立人と一緒だったと思う。」と証言していることから、申立人が厚生年金保険被保険者資格の喪失後も同社同支店に勤務していたことはうかがわれるものの、オンライン記録によると、当該同僚も申立人と同様、昭和 31 年 11 月 15 日に被保険者資格を喪失したとされている。

また、昭和 32 年 4 月 8 日にA社B支店が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる手続を行った別の同僚は、「申立人のことは覚えているが、勤務期間中に資格喪失させることがあったかどうか分からない。」と証言しており、申立期間①当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間②について、厚生年金保険の被保険者資格を当該期間内に喪失している同僚が、申立人がC社で勤務していたことを記憶している旨証言している

ことから、勤務を開始した時期は特定できないものの、申立人が当該期間当時から同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と被保険者資格の取得時期が近似している同僚は、中学校卒業後すぐC社に入社したとしているが、被保険者資格の取得日は、記憶する入社時期から約4か月後とされていることから、当時、同社では、入社と同時に従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得する取扱いではなかった状況がうかがえる。

申立期間③について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和43年1月1日とされており、オンライン記録の取得日と一致している上、当該資格取得手続は、同年2月16日に行われたとされている。

また、申立人と同時期にD社で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚が入社してすぐには厚生年金保険の被保険者資格を取得させてもらえなかった旨証言していることから、当時、同社では、入社と同時に従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得する取扱いではなかった状況がうかがえる。

申立期間④について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和48年9月20日とされており、オンライン記録の取得日と一致している上、当該資格取得手続は、同年10月12日に行われたとされている。

また、E社の元事業主は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、いつから勤務していたか分からない。人事関係の記録も残っていない。」としている上、申立人も、暑い時期に同社に就職した記憶はあるものの、入社日の記憶は曖昧であるとしている。

さらに、申立人と同時期にE社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「私の年金記録は誤っていない。」と証言している。

このほか、A社B支店、C社、D社及びE社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間①、②、③及び④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5510

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月頃から同年6月25日まで  
② 昭和49年8月24日から同年11月頃まで

申立期間①については、学校卒業後、A社に勤務し、B社C支店（現在は、D社）内の売店で働いた。申立期間②については、B社庶務課の人の紹介で同社に入社し、同社C支店の機械の保全の仕事に従事した。当時の家計簿には、同社からの給与額等が記録されており、勤務していたことは間違いない。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社勤務時に同僚と一緒に撮影したとする写真及び申立人の同社での業務内容に関する記憶が具体的であることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①以降の昭和28年8月1日であり、同社が当該期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人が当該期間にA社で一緒に勤務していたと記憶している同僚は、「A社は、B社の福利厚生部門を独立させて、昭和28年7月に設立された会社である。A社の従業員は、設立前の数か月間は準備段階のため、親会社からの出向者一人を除き、全員がアルバイトであった。自分も2か月ほどアルバイトとして働き、同年8月に正式入社し、29年2月に厚生年金保険の資格を取得した。」と証言している。

申立期間②について、雇用保険の記録及び申立人が所持する家計簿の記録により、申立人がB社C支店で勤務していたことは認められる。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得について、D社の人事担当者は、「B社から引き継いだ厚生年金保険加入者一覧には、申立人の記録は見当たらない。」と回答している。

また、申立期間当時、B社C支店総務課勤務だった同僚は、「支店勤務者については、厚生年金保険に加入するかどうか希望を聞いていた。」と証言しているほか、当時、支店で働いていたと証言している同僚は、昭和49年6月28日に雇用保険の資格を取得しているが、オンライン記録によれば、厚生年金保険の被保険者資格取得日は約3か月後の同年10月1日であることが確認できることから、当時、同社同支店では、入社と同時に従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得する取扱いではなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月1日から55年12月1日まで

昭和52年8月からA事業所の事業主が経営する喫茶店に、雇われ店長として勤務したが、厚生年金保険の記録を確認したところ、55年12月1日に被保険者資格を取得しており、申立期間については被保険者記録が無いことが分かった。保険料控除を証明できる資料は無いが、勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務したと主張する喫茶店について、「自分以外、常勤の従業員はいなかった。」と証言している上、当時のアルバイト店員等、非常勤の同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

また、A事業所は、既に閉鎖しており、当時の事業主も他界していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日は、いずれも昭和55年12月1日とされており、オンライン記録の資格取得日と一致していることが確認できる上、当該被保険者原票の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料控除に係る記憶が曖昧である上、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月から同年 5 月まで  
申立期間について、オンライン記録の標準報酬月額が 12 万 6,000 円となっているが、17 万円の間違いなので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において17万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（1万4,747円）を控除されていたものの、給与の総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（12万6,000円）と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社からの届出により、申立期間の標準報酬月額は、平成14年7月19日付けで、17万円から12万6,000円に訂正されていることが確認できるところ、同社は、当時の申立人の給与支給実態に合わせて訂正届を提出した旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 63 年 12 月 22 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

人事記録（社員名簿）に基づくA社の回答書から判断して、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 8 月 11 日以降の期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、申立期間当時は雇用形態の違い等により厚生年金保険被保険者の資格を取得しない者もいた旨回答している。

また、申立人が名前を挙げている同僚は、「申立人は、自分より半年ぐらい後にA社に入ってきたが、社会保険の加入について会社とどのような契約をしていたかは分からない。」と証言している。

さらに、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の被保険者資格取得日は、昭和 63 年 12 月 22 日と記載されているとともに、雇用保険の記録によると、申立人の資格取得日は、同年 12 月 22 日とされており、いずれの取得日も、オンライン記録の被保険者資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 2 年 3 月 31 日付けで自主退職願を提出して A 社を退職した。雇用保険の離職日は同年 3 月 31 日になっているのに、厚生年金保険の資格喪失日が同日になっているのは間違いだと思うので、資格喪失日を同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社から提出された給与台帳により、申立人は、平成 2 年 3 月分（同年 2 月 21 日から同年 3 月 20 日までの給与を同年 3 月 30 日に支給）の給与から同年 2 月分の厚生年金保険料が控除されているものの、同年 4 月分（同年 3 月 21 日から離職日である同年 3 月 31 日までの給与を同年 4 月 30 日に支給）の給与からは、同年 3 月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A 社は、申立人の給与から平成 2 年 3 月分の厚生年金保険料を控除していないと回答している。

さらに、健康保険組合の記録によると、申立人の被保険者資格の喪失日は、平成 2 年 3 月 31 日とされており、オンライン記録の喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 10 月 13 日まで  
私は、A事業所に勤務していた伯父の紹介で同社に入社した。給料から保険料を控除されていたのに、厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の元事業主（昭和39年死亡）の息子と娘及び同僚の証言から判断して、時期は明らかでないが、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所の所在地を管轄する法務局に、同事業所の商業登記の記録は確認できない上、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、元事業主の息子と娘は、「A事業所は個人事業所で、厚生年金保険の適用事業所ではなかったし、従業員の給料から保険料も控除していなかった。」と証言している。

さらに、上記同僚も、「うちには当時小さい子供がおり、病気やけがをしたら大変だから、A事業所の社長に厚生年金保険や健康保険に入れてほしいと頼んだが、無理だと言われたので転職した。同じ理由で何人かが芋づる式に同事業所を辞めた。」と証言しており、当該同僚には、A事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が挙げた同僚3人は、氏名に係る記憶が曖昧であるため、同人を特定できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月1日から23年10月6日まで

私は、同じ部署の先輩であった人が頼んでくれたので、A社B支店に再入社できたが、昭和23年10月6日に被保険者資格を取得しており、再入社した時から記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された人事記録によると、申立人の入社日（昭和23年10月6日）は、申立人の同社同支店に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

また、申立人は、昭和22年11月1日に再入社したと主張しているが、申立人が先輩であったとして名前を挙げた同職種の同僚の入社日は、A社B支店の回答によると、同年11月1日であることから、申立人は、少なくとも同日より後に入社したものと考えられる。

さらに、A社B支店は、「当時の資料は、戦災と昭和34年の台風被害により、その多くが消失しているため、申立期間当時のことは不明。」と回答している。

加えて、申立人が名前を挙げた同じ部署の先輩3人については、1人（上記同僚）は既に死亡しており、他の2人は人物を特定できない上、申立人が名前を挙げた他の上司及び同僚も既に死亡しており、ほかに申立人のことを記憶する同僚も見当たらないことから、申立人の申立期間における勤務実態等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5517

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月 24 日から 9 年 1 月 1 日まで

私は、A社に平成 8 年 12 月 23 日まで出勤し、同年 12 月 31 日まで年次有給休暇を取得していた。しかし、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 12 月 24 日とされているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「退職届をファックスで送付したが、年次有給休暇の取得を口頭で連絡したので、申立期間において雇用関係は継続していた。」と申し立てている。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、平成 8 年 12 月 23 日とされており、当該離職日の翌日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している上、オンライン記録によると、当該資格喪失に伴う健康保険証の回収年月日は、同年 12 月 25 日であることが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、当時の役員である事業主の夫は、「申立期間当時の関係資料は保管しておらず、厚生年金保険に関する届出及び保険料の控除については不明である。」と回答しており、退職時における年次有給休暇取得の有無及び申立期間に係る保険料控除について確認できない。

さらに、申立人は、A社の同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、申立人の退職時期を特定できる証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月中旬頃から同年11月頃まで  
② 昭和46年11月頃から47年1月26日まで  
③ 昭和51年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和46年9月にA社を退職した後、同年9月中旬頃からB社C支店に2か月ほど勤務し、その後、D社に転職し、51年1月末日まで勤務したが、ねんきん特別便で、申立期間①、②及び③における被保険者記録が無いことが分かった。

私は、確かに勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社C支店における当時の所長は、「申立人は、正社員として昭和46年9月頃に入社し、2か月ほど勤務していた。」と証言しているとともに、当該期間に同社の被保険者記録のある複数の同僚が、申立人が同社に勤務していたと証言していることから判断して、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人は、B社の前後に勤務した事業所に係る加入記録がある一方、同社に係る加入記録は確認できない。

また、B社の昭和46年6月1日から47年1月5日までの厚生年金保険被保険者原票及びE厚生年金基金に申立人の記録は確認できない上、F健康保険組合の健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②及び③について、D社における複数の同僚の証言から判断して、申立人が申立期間②に同社に勤務していたことは推認できる。また、雇用保険の記録により、申立人が申立期間③に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、雇用保険の記録及びG厚生年金基金における申立人の被保険者資格の取得日（昭和47年1月26日）は、オンライン記録の資格取得日と一致しているとともに、同僚は、「記録が無いのは、申立人の同意があったのではないか。」と証言している。

また、G厚生年金基金における申立人の被保険者資格の喪失日（昭和51年1月31日）は、オンライン記録の資格喪失日と一致しているとともに、同基金の現在の担当者は、「当基金では、月末喪失で届出があった場合、事業所にこの日で喪失してもよいのか確認している。喪失届には退職日も記入できるようにしており、事業所が誤って記入した資格喪失日にて受け付けることはない。また、翌日（同年2月1日）喪失の同僚の記録があることから、あえて別々に届出をされたものと思われる。」と証言している。

さらに、D社は、平成14年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間②及び③当時の事業主は死亡しているため、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月20日から23年10月21日まで

私の厚生年金保険被保険者記録によると、昭和22年11月20日にA社を退社し、23年10月21日にB社に入社した形になっている。

申立期間にどちらの会社に勤務していたかは記憶に無いが、A社からB社には日を置かずに転職しており、約1年もの期間が空白となっているのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶している同僚を含め、申立期間においてA社の厚生年金保険の被保険者となっている同僚8人に照会したが、申立人が申立期間も同社に継続して勤務したことをうかがわせる証言は得られない。

また、A社は、「当時の資料は残っておらず、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除については、不明である。」と回答している。

一方、申立期間にB社の厚生年金保険被保険者記録のある者のうち、昭和23年8月1日に被保険者資格を取得している同僚は、「私が入社した際、申立人は、既に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、少なくとも同年8月1日より前から同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社において厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚は、「入社日と厚生年金保険の資格取得日は、1年から2年ぐらい相違している。」と証言していることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、B社は、「当時の資料は残っておらず、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除については、不明である。」と回答している。



さらに、申立人がB社C支店の上司であったと記憶している者は、オンライン記録によると、申立期間に同社の被保険者であったことは確認できるものの、既に死亡しており、申立人の勤務実態等について確認できない。

このほか、申立人のA社又はB社の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年1月22日から19年7月12日まで  
② 昭和21年4月1日から22年12月1日まで

私は、昭和15年頃から船舶所有者A氏の船に乗り、22年12月に同氏の息子(船舶所有者B氏)に代替わりしているが、継続して48年11月末まで乗船していた。しかし、申立期間①及び②に係る船員保険の記録が無いので、当該期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人から提出された船員手帳によると、当該期間に係る記録は確認できない。

また、船舶所有者A氏及びB氏は既に死亡している上、船舶所有者A氏に係る船員保険被保険者名簿については、昭和22年12月1日以前のもの確認できないため、申立期間①及び②の同僚も確認できず、申立人が記憶している同僚についても同人を特定できないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月 2 日から同年 3 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 2 月 2 日にA社に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日が、同年 3 月 1 日になっている。試用期間もなかったはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 56 年分給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の記録により、申立人は、同年 2 月 2 日からA社に勤務していたことが認められる。

しかし、昭和 56 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、A社における同年 3 月から同年 12 月までの 10 か月分の厚生年金保険料、健康保険料及び同年における雇用保険被保険者期間に係る雇用保険料の合計金額とほぼ一致している。

このことについて、A社で社会保険事務を担当していた同僚は、「平成 18 年頃にA社は廃業し、申立期間当時の従業員に係る資料が保存されていないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない上、同社では試用期間のある者もあり、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかった。また、手続ミスで厚生年金保険の加入だけが遅れたこともあったが、その場合の厚生年金保険料は、加入した月から控除していた。さらに、各種保険料は当月支給する給与から控除していた。」と証言していることから、昭和 56 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、同年 3 月から同年 12 月までの厚生年金保険料、健康保険料及び同年 2 月から同年 12 月までの雇用保険料の合計額と推認できる。

また、申立人と同日に被保険者資格を取得している同僚についても、申立人と同様に、雇用保険の資格取得日は昭和56年2月であることから、A社では、

入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5522（事案492及び3186の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月22日から28年5月15日まで  
② 昭和30年9月23日から34年4月22日まで

前々回及び前回の申立てについて、平成20年10月31日付け及び22年4月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、審議結果に納得がいかないので、再度審議の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、当該保険料控除に関する申立人の記憶も不明であること、A社及びB社に当該期間当時の関連資料は無く、申立人の勤務期間を特定することのできる証言も無いことのほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月31日付け及び22年4月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料や証拠は無いが、前回及び前々回の審議結果に納得できない。」と主張し再々度申立てを行っているが、このような主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

なお、申立期間①について、今回、前回及び前々回の申立ての際に抽出調査対象とした同僚のほか、当該期間にA社の厚生年金保険の被保険者記録がある全同僚を調査対象とすることとし、調査が可能であった6人を追加調査したが、申立人が同社に勤務していたとする証言は得られなかった。

また、申立期間②についても、当該期間にB社の厚生年金保険の被保険者記

録がある同僚24人を新たに調査対象としたが、当該期間に申立人が同社に勤務していたとする証言は得られなかった。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月12日から36年4月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者記録は、昭和32年7月12日に資格喪失となっており、36年3月までの年金記録が無い。

しかし、私は、A社の招待により、家族同伴でB市の神社に行った際、妻の知人が出産したという知らせをもらった記憶があり、その子供の生年月日が昭和33年\*月\*日であるので、同年\*月時点で同社に勤務していたはずであり、被保険者記録が32年7月12日で切れているのは、何かの間違いであると思う。

また、時期は分からないが、私は、A社に勤務中に事故で右手人差し指を切断したので、その事故の記録を確認すれば、申立期間も勤務していたことが証明されるかもしれないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間及びその前後に、A社における厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していたとする証言を得ることはできない上、会社の招待でB市の神社に行ったことについても記憶している同僚はいない。

また、当該複数の同僚の証言から、A社において指を切断する業務上災害があったことについては確認できたものの、当時、同社においては類似の事故が複数あったとみられ、事故の時期や被災者を具体的に記憶している者はいない上、同社を管轄するC労働基準監督署は、保存年限の経過のため、申立人に係る労災保険の給付記録は確認できないと回答しており、事故の時期から申立人の勤務時期を確認することはできない。

さらに、商業登記簿謄本によれば、A社は、昭和42年4月\*日に解散してい

る上、当時の事業主も既に他界しているため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の同社における資格喪失日は、昭和32年7月12日と記載されており、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案5524（事案2172の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から25年1月1日まで  
前回の申立てについて、平成22年1月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、A社の同僚の証言でなく、同じ建物内にあった別のB社の従業員の証言だけで結論を出したことに納得できない。今回、私の別の事案でA社の同僚が見付かったので、この同僚の証言に基づく調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと、同社は既に解散し、事業主も他界しており、当時の資料を得ることができない上、申立人も同社の同僚を記憶していないことから申立てを裏付ける証言を得ることができないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年1月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「自分の別の事案で、A社の同僚が見付かったので、その同僚の証言を聴いて、再度調査をしてほしい。同じ建物内にあったB社とは経営も給料支払日も同一であったので、厚生年金保険の取扱いも一緒だったはずだ。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、今回申立人が名前を挙げたA社の同僚は、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、当該同僚自身も同社における厚生年金保険の被保険者記録は無い上、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについての記憶は無いとしており、申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできなかった。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月頃から同年12月1日まで  
② 昭和22年1月21日から同年3月頃まで  
③ 昭和22年6月30日から23年3月頃まで

私は、A社及びB社にそれぞれ1年ほど勤務したと記憶しているが、厚生年金保険の被保険者記録が両社とも1か月しかないのに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、昭和21年12月1日から22年1月21日までとされているが、申立人は、「中学校在学中に学徒動員で終戦までA社で就労したこともあり、中学校を卒業した昭和21年4月頃に同社に就職し、1年間ほど勤務した後の22年3月頃まで働いた。被保険者記録が1か月しかないのはおかしい。」と主張している。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「申立人の勤務については、資料が無いため不明。」と証言している。

また、申立人はA社の同僚を記憶していない上、当該期間当時に同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、申立人が当該期間に同社に勤務していたとする証言を得ることはできない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない上、厚生年金保険記号番号払出簿により、申立人の被保険者記号番号は、昭和21年12月に払い出されたことが確認できる。

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険被保険者記録は、昭和22年5月1日から同年6月30日までとされてい

るが、申立人は、「B社には、昭和22年5月1日から23年3月頃までの1年間ほど継続して働いた。被保険者記録が1か月しかないのはおかしい。」と主張している。

しかし、当該オンライン記録の取得日及び喪失日は、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳における取得日及び喪失日の記録と一致していることが確認できる。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間当時の事業主及び役員は所在が明らかでなく、当該期間当時に同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会しても、当該期間当時に申立人が同社に勤務していたとする証言を得ることはできない。

さらに、申立人が名前を記憶している同僚は、オンライン記録によると、B社における被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。